

令和3年2月

お客さま各位

にいかわ信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設について

平素より、にいかわ信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、口座が不正利用されることによる被害を防止するため、長期間ご利用のない普通預金口座等を「未利用口座」としてお取り扱いさせていただくことといたしました。

「未利用口座」としてお取り扱いさせていただいた場合には、下記の一定条件のもと本口座をお取り扱いする費用として「未利用口座管理手数料」をご負担いただきます。また、口座の残高が本手数料に満たなくなった場合には、口座残高全額をもって本手数料としてご負担いただいた上で、口座を解約させていただきます。

長期間ご利用のない口座がありましたら、お取引の再開または口座の解約をお願い申し上げます。

なお、「未利用口座」のお取扱いは、あくまでも2年以上の長期間にわたりご利用のない普通預金等を対象としたものであり、常日頃の入出金や口座振替等でお取引をされているお客さまが対象になることはございません。

今後も日頃からご利用いただいているお客さまへサービスの維持・向上に一層努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1.未利用口座管理手数料および自動解約について

対象となる口座 (未利用口座)	令和3年4月1日以降、最後の預入れまたは払戻から2年以上、預入れまたは払戻し(当該口座の利息入金および本手数料の引落しは除く)がない普通預金口座(決済用普通預金を含む)および貯蓄預金口座を対象とします。 ※盗難・紛失などにより利用が停止されている口座も対象とします。 ただし、以下の場合は除きます。 ①口座残高が10,000円以上の場合 ②定期性預金・国債・保険等のお取引がある場合 ③融資のお取引(当座貸越を含む)がある場合 (カードローン契約があり、残高がない場合も含みます。)
手数料	・未利用口座の対象となった場合、お届けのご住所へ事前に案内文書を郵送いたします。

	<p>※案内文書が到達しなかった場合においても、通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・案内文書郵送後、一定期間（3ヵ月）経過後もお取引がない場合、年間1,320円（税込）を当該口座より引落しさせていただきます。 ・翌年度以降も口座の未利用状態が続く場合は、本手数料の対象となります。
自動解約	<ul style="list-style-type: none"> ・口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高を本手数料額の一部として引落し後、本口座を解約させていただきます。 <p>※この場合は、口座残高以上のご負担および解約後の手続きは必要ございません。</p> <p>※本手数料の返却および解約された口座の再利用は応じ致しかねますので予めご了承ください。</p>

※未利用口座管理手数料の引落しは、令和5年4月1日以降となります。

2. 普通預金規定・貯蓄預金規定の改定について

未利用口座管理手数料の新設に伴い、令和3年4月1日より、普通預金規定、貯蓄預金規定を改定させていただきます。なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

<p>普通預金規定（抜粋）「未利用口座管理手数料」条項を新設</p> <p>7.（未利用口座管理手数料）</p> <p>(1) 当金庫が定める一定期間、決算利息および未利用口座管理手数料を除いた預入れまたは払戻しがない場合には、未利用口座として取扱います。</p> <p>(2) この預金口座が未利用口座となり、かつ残高が別途定める一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらず、当金庫の定める未利用口座管理手数料の引落しを開始することができるものとします。</p> <p>(3) この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合には、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、預金者に通知することなく当庫所定の方法により、解約することができるものとします。</p> <p>(4) 一旦引落しとなり、お支払いいただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。</p>

※改定後の「普通預金規定」・「貯蓄預金規定」は、にいかわ信用金庫のホームページをご覧ください。

以上